

市指定有形文化財（彫刻）木造裸形阿弥陀如来立像 修理基本計画

（１）文化財の概要

ア 文化財の名称等

名称	構造形式及び寸法	所在地	指定年月日	備考
木造裸形阿弥陀如来立像	室町時代 像高 66.6 c m 臀張 20.8 c m	正眼寺 (久喜市菖蒲町 小林 4335)	平成 10 年 2 月 20 日	

イ 過去における修理とその実施年度 なし

ウ 現在の状況

仏像の表面を被っている後補の粗悪な塗り（白土地に弁柄漆塗り）は、ひび割れ・剥落がみられ、今後も進行すると予測されることから、修理を加えることが望ましい。

（２）修理の内容

ア 概要

後補の粗悪な彩色及び下地を除去して元の形を確認し、造像当初の形に復することに主眼を置く。

台座は、矧ぎ目に亀裂や部分的に矧ぎ目が緩んでいる箇所もあるので、解体し再構築する。また、現在は光背が付いていないが、簡素な円光背を付ける。

イ 工事事務

- ① 久喜市補助金等の交付に関する規則、久喜市指定文化財補助金交付要綱、久喜市財務規則、その他関係法規を参照して事務を運営する。
- ② 予算の執行は正眼寺が行うが、工事の積算、完成検査などについては、正眼寺と久喜市の二者で行う。
- ③ 設計、仕様、経費の配分等に変更が生じた場合には、久喜市に申請し、許可を得て実施する。
- ④ 事業の完了後は、書式に従って関係書類を添付した実績報告書を 10 日以内に久喜市あてに提出する。

ウ 工事仕様

事業及び予算額	事業期間	事業内容	施工業者
木造裸形阿弥陀如来立像修理 円	交付決定日以降 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	正眼寺蔵木造裸形阿弥陀如来立像の修理	

①修理対象文化財名称

木造裸形阿弥陀如来立像

②施工内容

1) 本体

- ア. 全体の埃等を清掃する。
- イ. 後補の表面の下地、彩色を除去する。
- ウ. 露わになった木地を補修する。
- エ. 木部をいったんすべての部材に解体する。
- オ. 解体した部材を再び組み立てる。
- カ. 矧ぎ目を木屎漆で充填・整形を行う。
- キ. 欠失している左手第3, 5指の先端を新補する。
- ク. 欠失している右手第3, 4指の先端を新補する。
- ケ. 新補部分・補修部分に最小限の補彩を行い全体に調和させる。

2) 台座

- ア. 全体の埃を清掃する。
- イ. 各部材を解体する。
- ウ. 表面に剥落止めを行う。(膠・漆・合成樹脂等を使い分け行う)
- エ. 取り外した部材を再接合する。
- オ. 解体した部材を再び組み立てる。
- カ. 矧ぎ目を木屎漆で充填・整形を行う。
- キ. 欠損した表面に下地を施し、黒漆を塗り、漆箔を施す。
- ク. 補修部分に最小限の補彩を行い全体に調和させる。
光背の軸木を固定する部分を修正する。

3) 光背

- ア. 新たに円光背を新補する。
- イ. 周円部と軸木を新たに製作する。
- ウ. 新補した木部に漆下地を塗り乾いたら磨ぐ(複数回行う)
- エ. 周円部と軸木に黒漆を塗り乾いたのちに周円部のみに漆箔を施す。
- オ. 周円部の内側(凹部分内側)に彩色(青)を施す。
- カ. 全体(像、台座)に合わせ新補部に古色を施す。

③報告書

1) 内容

- ア. 報告書には、修理対象となる文化財の概要、形状及び構造、法量、修理報告、図版などを掲載する。
- イ. 修理対象となる文化財の概要には、指定文化財としての情報(種別、指定年月日、名称、員数、所在地、所有者)も併せて記載する。
- ウ. 修理報告には、損傷状態や修理方針、施行内容などを記載する。
- エ. 図版には修理過程で撮影した写真などを掲載する。
- オ. 写真は、修理着手前の仏像全体及び損傷箇所、修理過程、修理完了後の仏像全体及び修理箇所を掲載する。
- カ. 上記のほか、胎内に墨書や納入物等が見られた場合は、随時掲載する。

キ. 写真はカラー印刷とする。

④監修

ア. 修理監修者を設け修理方針や進捗管理などを監修者へ委託する。

イ. 修理監修者による監修は、修理実施前、修理実施中、修理実施後の３回とする。

ウ. 事業者、施行業者、久喜市、監修者の4者で行う。

(3) 工程表

下記のとおり

[illegible]





